

【移住支援金の対象要件】

令和7年4月1日以降に転入された方に適用

①の要件を満たす方のうち、②～⑥のいずれかの要件を満たす就業、テレワーク、起業等をした方が対象となります。

①移住等に関する要件

次の(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア)移住元に関する要件 [次に掲げる事項の**全てに該当**すること]

(a)	本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(※1)のうちの条件不利地域(※2)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと。
(b)	本市へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

※ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ雇用保険の被保険者として就職した者については、通学期間を修業年限を上限(高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

※1 東京圏とは・・・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

※2 東京圏のうちの条件不利地域とは・・・

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの期間で10%以上人口が減少した市町村

(イ)移住先に関する要件 [次に掲げる事項の**全てに該当**すること]

(a)	令和6年4月1日以降に能美市に転入(住民票の移動)したこと。
(b)	移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
(c)	移住支援金の申請日から5年以上、能美市に継続して居住する意思を有していること。

(ウ)その他の要件 [次に掲げる事項の**全てに該当**すること]

(a)	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
(b)	日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
(c)	その他石川県または能美市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
(d)	申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、石川県及び能美市が認める場合を除く。
(e)	世帯員の全てが地方就職支援金(移転費)の支給を受けていないこと。

②就業(一般就業人材)に関する要件

次の(ア)～(キ)の**全てに該当**すること。

(ア)	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
(イ)	就業先が、石川県が移住支援金の対象として、いしかわ移住支援事業マッチングサイト(以下、「マッチングサイト」)に掲載している求人であること。
(ウ)	就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
(エ)	週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに示す対象法人に就業していること。
(オ)	上記(イ)の求人に応募した日が、マッチングサイトに同求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
(カ)	当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
(キ)	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

③就業（専門人材）に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業する場合で、次の（ア）～（キ）の**全てに該当**すること。

（ア）	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
（イ）	プロフェッショナル人材（※３）に該当する職種（※４）に就業すること。
（ウ）	就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
（エ）	週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業していること。
（オ）	当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。
（カ）	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
（キ）	目標達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

※３ プロフェッショナル人材とは・・・

経営人材・経営サポート人材、新事業立ち上げ・販路開拓人材、生産性向上人材

※４ プロフェッショナル人材に該当する職種とは・・・

役員、管理職、経営関係の専門職、企画職、マーケティング職、研究職、技術職、生産管理職

④テレワークに関する要件

次の（ア）～（ウ）の**全てに該当**すること。

（ア）	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
（イ）	能美市でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週２０時間以上テレワークを実施すること。
（ウ）	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））またはその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

⑤関係人口に関する要件

次の（ア）～（エ）の**いずれかに該当**すること。

（ア）	能美市の地域づくり団体等が関わる地域づくり活動および地域の課題解決に向けた取組に参加し、定期的に現地にて実践活動を行っている者、又は企画・運営に携わっている者で、移住後も継続する意向がある者（Ｕターンを除く）
（イ）	地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加し、当該地域の担い手となっている者で、移住後も継続する意向がある者（Ｕターンを除く）
（ウ）	移住後、能美市内で農林水産業従事者や中小企業者として家業を継承する者
（エ）	農業体験や研修を受講し、能美市内の農地を耕作し、就農する者（販売農家に限る）、又は林業や水産業、伝統工芸職に就業し、自活できる程度の収入のある事業を営む者

⑥起業に関する要件

下記に**該当**すること。

起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けており、移住支援金の申請時において、当該交付決定日から１年以内であること。

世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次の（ア）～（エ）の**全てに該当**すること。

（ア）	申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
（イ）	申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
（ウ）	申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和６年４月１日以降に転入（住民票の移動）したこと。
（エ）	申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後１年以内であること。
（オ）	申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。